



通信販売の落とし穴に注意!

1 はじめに

県の消費生活センターでは、InstagramなどのSNSを通じた通信販売に関する契約トラブルについて、注意喚起しています。注文する際は、契約内容をよく確認してください。

2 トラブルの概要～「限定クーポン」の落とし穴

SNSで「定期しぼり無し」「お試し980円」という言葉にひかれ商品を注文した。

注文時、「**限定クーポン発行**」と表示され、安く買えればと、内容を確認しないままクーポンを利用した。

実は、そのクーポンの利用には「**定期しぼり**」の条件があり、「お試し」のつもりで購入した商品を、数ヶ月定期購入しなければならなくなった。



3 通信販売利用時の注意点

(1) 通信販売に**クーリング・オフ**は適用されません。

通信販売の解約、返品については、事業者が定めた特約に従わなければなりません。

※ 定期購入したつもりはないからと商品を返品しても、代金を請求される場合があるので要注意！！

(2) 「**クーポン**」などを利用する際は、**注意書きなどをよく確認**して下さい。

※ ネット上の通信販売は、指1本で簡単に注文ができてしまいます。「**割引クーポン**」利用時には、新たな契約条件を付けられるケースがあるので、クーポンの内容をよく確認して下さい。

～契約に関する相談窓口（電話）：**消費者ホットライン「188」**～